

雫石町介護職員初任者研修等受講補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の確保及び資質向上を図り、もって町民が安心して暮らせる介護サービスを提供するため、雫石町介護職員初任者研修等（以下「研修」という。）の受講に要した経費に対し補助金を交付することに関し、雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 町内で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス付き高齢者住宅の事業を行う法人をいう。

(2) 研修等 次のア又はイに定める研修をいう。

ア 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るもの

イ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日号外厚生労働省告示第95号）三のイの(5)の定める社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得する介護福祉士実務者研修課程に係るもの

(3) 新規従事者 事業者には雇用されている職員で前号アを受講する者にあつては雇用後1年以内、イを受講する者にあつては雇用後3年以内の職員をいう。

(補助金の交付対象者及び交付対象経費)

第3条 補助金は、事業者に対して交付する。

2 補助の対象となる経費は、新規従事者が研修により資格を取得するための受講料及び教材費（他の公的助成を受けたものを除く。以下「受講料等」という。）のうち事業者が当該年度中に負担する費用とする。ただし、受講料等に係る分割払に伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に

係る追加費用は、除くものとする。

(新規従事者の条件)

第4条 新規従事者は、事業者が補助金の交付を申請した時点で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者にあつては、当該研修の修了後引き続き1年以上当該事業所に勤務すること。
- (2) 町外に住所を有する者にあつては、当該研修の修了後引き続き3年以上当該事業所に勤務すること。
- (3) 過去にその受講経費についてこの要綱の規定により補助金の交付対象となった研修を受けていないこと。

2 前項に規定する雇用期間内に、同一法人内での町内事業所間における異動及び法人間譲渡その他による他法人の町内事業所への異動があつた場合は、当該事業所に引き続き勤務しているものとみなす。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、受講者1名につき事業者が負担する受講料等に4分の3を乗じて得た金額(100円未満切捨て)又は受講者1名につき62,000円のいずれか少ない額とする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則の規定により提出する書類、これに添付する書類及び提出部数並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(状況報告等)

第7条 申請事業者は、補助金交付後、新規従事者が継続して就労し、第4条第1項第1号及び第2号に規定する要件を満たしているかの報告を町長にしなければならない。

(返還免除の特例)

第8条 規則第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 事業所の廃止により、第4条第1項第1号又は第2号に規定する要件を満たさなくなった場合で、この要綱の規定による補助金の交付対象となった研修の受講者が町内事業所退職後3か月以内に他の事業者が運営する町内事業所に就職して介護に従事した場合
- (2) その他町長が特に認めた場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年5月15日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けたものについては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表 (第6条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第3条第2項 の規定による書類	補助金交付申請書	規則様式第1号	1部	事業完了後、 同年度内
	実績報告書	規則様式第9号	1部	
	収支決算書	規則様式第10号	1部	
	補助金所要額調書 誓約書	様式第1号 様式第2号	1部	
規則第5条第1項 第1号の規定によ る書類	事業計画変更(中止、廃止) 承認申請書	規則様式第4号	1部	変更等をし ようとする とき

様式第1号 (別表関係)

補助金所要額調書

(内訳) 介護職員初任者研修

(単位 円)

氏名	住所	年齢	資格取得日	研修経費	事業所負担額 A	補助金所要額 B = A × 3/4	補助基準額 C	申請額 D
							62,000	
							62,000	
							62,000	
							62,000	
合計								

(内訳) 介護福祉士実務者研修

(単位 円)

氏名	住所	年齢	資格取得日	研修経費	事業所負担額 A	補助金所要額 B = A × 3/4	補助基準額 C	申請額 D
							62,000	
							62,000	
							62,000	
							62,000	
合計								

- 1) 年度内に受講した経費について申請すること。
- 2) B欄は100円未満を切り捨てること。
- 3) 申請額DはB、Cいずれか少ない方の額を記載すること。
- 4) 研修を修了したことを証する書類の写し、研修の受講料等の領収書等の写し、事業者負担額が明記された書類等の写し、雇用証明書を添付すること。

様式第2号 (別表関係)

年 月 日

牟石町長

様

申請者 住所
 事業者名
 代表者名
 電話番号

印

誓約書

牟石町介護職員初任者研修等受講補助金の交付に当たり、研修に係る他の公的助成を受けていないことを誓約いたします。

なお、牟石町補助金交付規則第14条に該当する場合は、速やかに当該補助金額を返還します。